

## 4月5日（月）からの使用のお知らせ

現在、大阪市には、5月5日（水）までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が適用され、開館時間の短縮や、不要不急の外出・移動の自粛などの要請が行われております。

淀川区民センターにおきましても、まん延防止等重点措置における対応として、下記のとおり対応させていただきますので、皆様には引き続きご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

なお、5月6日（木）以降の取り扱いは改めてお知らせします。

### ●営業時間を20時までに短縮する協力要請

4月5日（月）～5月5日（水）は20時以降、供用休止となります。

- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは定員100%以内
- 大声での歓声・声援等が想定されるものは定員50%以内

※期間中、協力要請及び不要不急の外出自粛に応じ、使用をキャンセルされる場合は、使用時間の区分により、使用料を還付させていただきますので、事前に淀川区民センターまで電話でお申し出ください。

- ・ただし、夜間区分利用の場合、20時までの使用であっても、使用料の減額はありません。
- ・すでにチケット（有料・無料問わず）を参加者に販売・配布済のイベントについては、ご相談ください。
- ・また、これまで同様、利用に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底が前提であり、利用申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書（別紙参照）が必要です。
- ・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）